官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六三）　二
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（三六四）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六五）　三
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六六）　五
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六七）　五
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六八）　六

〔法規的告示〕

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一六二）　七

〔公　告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係
裁判所
破産、免責関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百六十三号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百六十四号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十五号）（財務省）

1　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）
2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、八万枚追加し、五十二万枚に改める。（別表第三関係）
3　2で追加する貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、一万四千九百十円とする。（別表第四関係）
4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百六十六号）（農林水産省）

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百六十七号）（農林水産省）

第1　森林経営管理法施行令の一部改正
1　集約化構想の作成に係る細則の新設
(1)　集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。（第三条第一項関係）
(2)　集約化構想は、適合事業者及び地域の関係者による協議を行うことにより、一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと市町村等が認めた場合に定めるものとする。（第三条第二項関係）
2　権利集積配分一括計画を定める場合における不明森林共有者等の探索の方法を定めるほか、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による条項移動に伴う所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

第2　登記手数料令の一部改正
登記手数料令第一条及び第八条第一項に規定する筆界特定の申請に要する手数料に係る規定の対象に、改正法による改正後の森林経営管理法第四十七条に基づく筆界特定の申請に係るものを追加する。（第一条及び第八条第一項関係）

第3　宅地建物取引業法施行令の一部改正
宅地建物取引業法施行令第三条第一項各号に規定する宅地建物取引士による説明が義務付けられている法令に基づく制限の対象に、改正法による改正後の森林法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定に係る制限を追加する。（第三条第一項第四十六号関係）

第4　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正
改正法による条項移動に伴う所要の規定の整理を行う。（第一条第四号関係）

第5　施行期日
この政令は、改正法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十八号）（厚生労働省）

1　精神保健指定医の指定に係る申請書に厚生労働省令で定める事項を記載することとする。（第二条の二、第二条の二の三第三項、第二条の二の五及び第二条の二の六第二項関係）
2　精神保健指定医の指定に係る申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第二条の二、第二条の二の二、第二条の二の三第三項及び第四項、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項関係）
3　精神保健指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができることとする。（第二条の二の六第一項関係）
4　精神保健指定医は、その指定を辞退しようとするときは、届出書に指定医証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。（第二条の二の六第二項関係）
5　その他所要の改正を行う。
6　この政令は、令和八年三月一日から施行する。（附則第一項関係）

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十三号

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十九号中

ル	
素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、黄緑色及び緑色

ル	
素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、黄緑色及び緑色

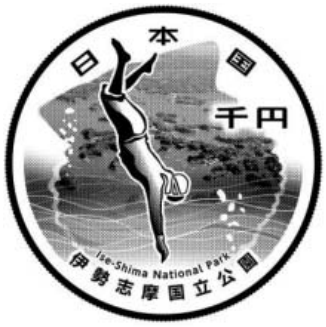
ヲ	
素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、水色、青紫色、赤色、茶色、黄土色、黄緑色及び緑色

を

ヨ		カ		ワ	
素材	銀	素材	銀	素材	銀
品位	純銀	品位	純銀	品位	純銀
量目	三十一・一グラム	量目	三十一・一グラム	量目	三十一・一グラム
形式	 	形式	 	形式	 
直径	四十ミリメートル	直径	四十ミリメートル	直径	四十ミリメートル
彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色及び緑色	彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色、黄色及び緑色	彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色及び緑色

に

素材	銀		
品位	純銀		
量目	三十一・一グラム		
形式			
直径	四十ミリメートル		
彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、赤色及び緑色		





タ

改める。

別表第三第四十三号中「四十四万枚」を「五十二万枚」に改める。

別表第四に次のように加える。

五十八　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十九号ヲ又はワのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの	一万四千九百十円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十六号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十七号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十三条において準用する同法第十条及び第二十四条並びに同法第四十三条第一項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第四項並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（森林経営管理法施行令の一部改正）

第一条　森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」の下に「（法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条中「第二十四条」の下に「（法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十三条第一項第二号」を「第六十三条第一項第二号」に改める。

本則に次の一条を加える。

（地域経営管理集約化構想の作成）

第三条　法第四十三条第一項に規定する集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。

２　前項の集約化構想は、法第四十五条第一項の協議を行うことにより、同項の一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと法第四十三条第三項に規定する市町村等が認めた場合に定めるものとする。

（登記手数料令の一部改正）

第二条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条」を加える。

第八条第一項中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法第四十七条」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十六号中「第十条の十一の六」の下に「（同法第十条の十一の九第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

第四条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

附　則

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により当該申請書の提出を同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の二に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の規定による申請書の提出に係る指定医証の交付は、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

第二条の二の三第三項中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の三第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により第二項の規定による申請に係る申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行ったときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の五中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の六　指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

２　指定医は、その指定を辞退しようとするときは、厚生労働省令で定める事項を記載した届出書に指定医証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該届出書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第十四条第一項中「並びに第二条の二の五」を「、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年三月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

２　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の項中「並びに第二条の二の五」を「、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項」に改める。

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○経済産業省告示第百六十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6　（略）

7　(1)　（略）

(2)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一・二 （略）	（略）	（略）	（略）
三			
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）

改正前

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6　（略）

7　(1)　（略）

(2)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一・二 （略）	（略）	（略）	（略）
三			
（略）	（略）	（略）	（略）
	エジプト	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、ナイルスッポン、エジプトトゲアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオ	動物並びにその個体の一部及び派生物

	（略）	（略）	（略）
	イスラエル	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種及びイスラエルが同条約附属書Ⅲに掲げた種	（略）
	（略）	（略）	（略）

(3)～(10)　（略）

8　（略）

		アガマ、チチュウカイカメレオン、アフリカカメレオン、ナイルスナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。）	
	（略）	（略）	（略）
	イスラエル	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種	（略）
	（略）	（略）	（略）

(3)～(10)　（略）

8　（略）

公　　告

諸　　事　　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月17日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年11月６日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
加熱式たばこ	ケント・トゥルー・タバコ・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	480円	500円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ケント・トゥルー・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	480円	500円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ケント・トゥルー・ベリー・ブースト・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	480円	500円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ケント・トゥルー・リッチ・タバコ・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	480円	500円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ケント・トゥルー・リッチ・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	480円	500円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ベリー・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ダーク・タバコ・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・リッチ・タバコ・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ダーク・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1

加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ダーク・イエロー・メンソール・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ベリー・ブースト・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・トロピカル・ブースト・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・スムース・タバコ・glo hyper用	フィルター付20本ハードパック5.2ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・ベリー・スイッチ・hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1
加熱式たばこ	ラッキー・ストライク・トロピカル・スイッチ・hyper用	フィルター付20本ハードパック5.4ｇ	大韓民国	430円	450円	8. 1. 1

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

札幌市北区篠路四条九丁目一番一〇号

株式会社ノースクライム

代表清算人　真鍋　典孝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

札幌市手稲区新発寒三条五丁目六番三号

有限会社サワダ

清算人　澤田　幸志

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

仙台市泉区高森六丁目一一番地の一

株式会社ユー・エステート

代表清算人　佐々木俊明

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

仙台市泉区高森六丁目一一番地の一

有限会社コセキパーク

清算人　佐々木俊明

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

茨城県水戸市城東五丁目四番一九号

有限会社沢井モータース商会

清算人　沢井久仁子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

栃木県大田原市山の手二―一三―一四

有限会社精工石材店

代表清算人　鈴木　康晶

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

群馬県藤岡市藤岡一六七五番地一

株式会社フリーダム

代表清算人　中村　安

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

埼玉県越谷市大字大竹四七〇番地一

有限会社ケーエス建設

清算人　佐久間　誠

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

埼玉県川口市東川口五丁目一番一六―二〇五号

株式会社ジョイント

代表清算人　摩庭　信明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

千葉県我孫子市白山三丁目一一番三号

株式会社ＴＭＫ

代表清算人　松﨑　颯

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

千葉県印西市東の原三丁目一番地二七三

合同会社ＳＩＭＯ

代表清算人　下嶋明日香

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

千葉県浦安市日の出五―三―Ｅ―九〇四

ぴゅあ株式会社

代表清算人　大谷　和正

解散公告

当社は、令和七年十月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都大田区東矢口一丁目一七―一一蓮沼ビル一階

レイスレス合同会社

清算人　ジョン・ヘソン

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都日野市日野本町二丁目一四番地の四

有限会社マハヤナ協會

清算人　杉浦　靖俊

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

ＨＲビジネスパートナー株式会社

代表清算人　舞田　竜宣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都大田区山王三丁目一四―一八

合同会社ｙｓ

清算人　田中由希子

解散公告

当社は、令和七年十月二十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービースプーンビル合同会社

清算人　野村バブコックアンドブラウン株式会社

職務執行者　岡本　秀一

解散公告

当社は、令和七年十月二十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーウォブラー合同会社

清算人　野村バブコックアンドブラウン株式会社

職務執行者　岡本　秀一

解散公告

当社は、令和七年十月二十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーゴールデンイーグル合同会社

清算人　野村バブコックアンドブラウン株式会社

職務執行者　岡本　秀一

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社Ｍｉｇｏｌｉ

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人Ｍｉｇｏｌｉ

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年八月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都新宿区大久保二丁目一〇番二号山崎ビル　一般社団法人アカデミスト起業学会

代表清算人　野地　澄晴

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都新宿区西新宿一丁目二〇番三号西新宿高木ビル八Ｆ　株式会社アシスト

代表清算人　佐藤　友基

解散公告

当組合は、令和七年八月二十三日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都中央区築地三丁目一七番一〇号

協同組合華僑互助合作社

代表清算人　潘　桂華

解散公告

当社は、令和七年十月九日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都渋谷区神宮前五丁目五〇番五号青山ＮＳビル七階

ＩＰＡＸアドバイザリーサービス株式会社

代表清算人　水島　稜太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区六本木五丁目一八番二〇号

合同会社木花咲耶

清算人　黒沢　香里

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都足立区梅田一丁目三〇番七号

有限会社金松工芸

清算人　小野寺康之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都文京区大塚三丁目二〇番一号紅屋茗荷谷ビル六Ｆ

株式会社ＢｅＯＰＴ

代表清算人　千場　大輔

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により令和七年十月二十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区赤坂一丁目一番一号

株式会社ジザイめっけ

代表清算人　笠井　剛

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

シェアード・モビリティ・ネットワークス株式会社　代表清算人　畑　翼

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二

株式会社ＱＺ

代表清算人　竹本　智一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

神奈川県川崎市宮前区宮崎六―六―九九

コンサマトリーワールド合同会社

清算人　田中　良興

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

川崎市川崎区四谷上町八―二三

株式会社ＬＩＮＫ―Ｂ

代表清算人　渡邉　聡

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

横浜市磯子区下町一三番三―一〇三号

株式会社ＲｅＰｌａｙ

代表清算人　星　渉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

富山市七軒町三番四号

杉谷塗装工業株式会社

代表清算人　杉谷　俊郎

解散公告

当社は、令和七年十月十七日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

石川県金沢市進和町一九番地二

株式会社ＭＦ

代表清算人　福島　照夫

解散公告

当社は、令和七年十月十七日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

石川県金沢市進和町一九番地二

株式会社ＭＰ

代表清算人　福島　照夫

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

長野県飯田市錦町二丁目一九番地

有限会社久保田鉄工製作所

清算人　木戸亜希子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

長野県北安曇郡白馬村大字北城六三三四番地一

株式会社松屋

代表清算人　風間　雅裕

令和６年度決算公告　令和７年８月26日

横浜市神奈川区子安通二丁目207番地の２

一富士電工株式会社

代表取締役　道家　克也

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	309,149
	固定資産	138,501
	合計	447,650
負債及び純資産の部	流動負債	62,555
	固定負債	103,099
	株主資本	281,996
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	211,996
	利益準備金	8,300
	その他利益剰余金	203,696
	（うち当期純利益）	(61,875)
	合計	447,650

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年十一月六日

静岡県浜松市中央区西山町一八六八番地の二

有限会社ツカサ精機

清算人　和田平惠司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

名古屋市名東区高社一丁目一五一番地

有限会社つねかわコンタクト

清算人　恒川　青里

解散公告

当社は、令和七年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪市旭区高殿四丁目八番二五号

Ｊａｐａｎ・Ｍｅｗ・Ｍｅｗ株式会社

代表清算人　コク・スー・リン

解散公告

当社は、令和七年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪市都島区都島北通一丁目四番一九号

栗原ビル一階　株式会社日本総合興信所

代表清算人　河野　正明

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

東大阪市長堂三丁目一七番二二号

光工業有限会社

清算人　中村　英雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府堺市中区八田北町六一九番地の七六

株式会社友栄

代表清算人　松村　文子

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪市北区中津六丁目八番一号パレス北梅田七〇三号

グローバルアカデミー株式会社

代表清算人　濱脇　宏太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府大東市新田北町一番二五号

昭和電機伊賀株式会社大阪工場

代表清算人　田中　雅規

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪市福島区福島五丁目一三番一八号

有限会社ジャスト技研

清算人　濵崎　哲雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府摂津市千里丘五丁目三番五号

株式会社千里丘メデイカルプラント

代表清算人　古野喜代子

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府茨木市西駅前町五番一号

一般社団法人福利厚生会悠友クラブ

代表清算人　稲富　武博

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪市住之江区泉二丁目一番九二号

黒澤鉄建工業株式会社

代表清算人　黒澤　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府大阪市平野区平野本町一丁目一五番一八号

有限会社湊鉄工所

清算人　湊　崇祐

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

鳥取県東伯郡北栄町由良宿四二三番地一

公益財団法人竹歳敏夫奨学育英会

代表清算人　手嶋　俊樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

広島市安佐北区可部三丁目一番二四号

株式会社フルタ木型製作所

代表清算人　野口　由美

第 73 期 決 算 公 告

令和７年 11 月６日　　東京都板橋区東坂下一丁目13番２号

株式会社 新 寿 堂

代表取締役社長　雲野　正夫

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,086,717	流動負債	1,331,100
固定資産	1,224,369	（賞与引当金）	(2,541)
		固定負債	296,069
		（退職給付引当金）	(2,693)
		負債合計	**1,627,169**
		株主資本	683,917
		資本金	100,000
		利益剰余金	583,917
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	558,917
		（うち当期純利益）	(79,807)
		純資産合計	**683,917**
資産合計	**2,311,087**	**負債・純資産合計**	**2,311,087**

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

広島県東広島市八本松町正力一〇〇四四番地五六

株式会社恵創

代表清算人　柴崎　恵次

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

広島市西区古江西町二一番一―二六号

株式会社シニア・ハウス

代表清算人　淺川　敏文

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福岡市西区横浜二丁目八番一四号

一般社団法人グリーンキャップ

代表清算人　是松　勇二

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福岡県大牟田市西浜田町一四番地の二

大牟田漁業協同組合

代表清算人　岩本　博

解散公告

当社は、令和七年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福岡県遠賀郡岡垣町公園通り三丁目九番八号

合同汾社Maki's Kitchen

清算人　牧　雅子

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福岡県筑後市大字前津一五七七番地二

株式会社松竹鉄工所

代表清算人　松竹　孝元

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福岡県北九州市八幡西区萩原二―一二―二六

有限会社北九州エコグリーン

清算人　三村　修

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

佐賀県唐津市材木町二一四一番地一

唐津青果株式会社

代表清算人　濵口　安市

解散公告

当組合は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大分県日田市天瀬町五馬市三〇〇番地

ひた森林有限責任事業組合

清算人　矢幡　一法

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

宮崎県宮崎市大字田吉八四八番地

有限会社川添組

清算人　川添　忠良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

鹿児島県鹿屋市札元一丁目一二番三七―一号

株式会社プロガード鹿児島

代表清算人　田畑　義男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

鹿児島市上福元町三八七三番地四

有限会社秀栄商事

清算人　室　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

栃木県宇都宮市石井町二九〇六番地三

サーパス石井町管理組合法人

清算人　船田　喜裕

第19期決算公告

2025年11月6日

A-13, 1st Floor, Lajpat Nagar, Part-Ⅱ
Delhi-110024, INDIA

NEC Corporation India Private Limited

代表取締役社長　Aalok　Kumar

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：thousands JPY）

Assets		Liabilities & Equity	
Account Name	Amount	Account Name	Amount
Current Assets	24,343,521	Current Liabilities	8,519,211
Non Current Assets	4,278,379	Non Current Liabilities	530,038
		Liabilities Total	**9,049,249**
		Shareholder's Fund	19,572,652
		Share Capital	4,605,996
		Reserves & Surplus	14,966,655
		Portion of Profit for the Year	487,251
		Equity Total	**19,572,652**
Total	**28,621,900**	**Total**	**28,621,900**

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月五日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

鳥取県鳥取市材木町一五二番地
医療法人福田整形外科医院
清算人　福田　佳弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

北海道帯広市西六条南十五丁目二〇番地
医療法人社団福井皮膚科医院
清算人　福井　景子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年九月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

山形県南陽市梨郷一三五七番地の二
梨郷生産森林組合
清算人　粕谷　信行

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

福島県いわき市常磐湯本町天王崎一番地の八〇
医療法人社団尚誠会
清算人　伊藤　昌幸

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和七年十月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

滋賀県長浜市弥高町一七八番地一
医療法人佐藤クリニック
清算人　佐藤　重恭

解散公告（第三回）

当法人は、令和五年六月十九日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和五年七月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

大阪府大阪市旭区太子橋一丁目一番一号
ロンポトー一〇五号室　医療法人仁慈会
清算人　髙橋　仁子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月三十一日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

佐賀県唐津市長谷六番地
医療法人ふじおかこどもクリニック
清算人　藤岡　佳澄

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

鹿児島県霧島市福山町福山五二九〇番地二九
医療法人日新会
清算人　山元　秀和

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月六日

沖縄県那覇市牧志二丁目一六番八号
医療法人晶彩会
清算人　渡久山　諒

第77期決算公告

2025年10月16日

大阪市浪速区下寺三丁目18番７号

山崎産業株式会社

代表取締役　伊東　廸之

貸借対照表の要旨（2025年７月18日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,679	流動負債	4,447
固定資産	9,407	賞与引当金	111
有形固定資産	6,231	その他	4,336
無形固定資産	20	固定負債	5,021
投資その他の資産	3,155	役員退職慰労引当金	813
		環境対策引当金	11
		その他	4,196
		負債合計	9,468
		株主資本	8,353
		資本金	588
		資本剰余金	75
		資本準備金	75
		利益剰余金	8,791
		利益準備金	147
		その他利益剰余金	8,644
		自己株式	△ 1,101
		評価・換算差額等	264
		その他有価証券評価差額金	264
		純資産合計	8,617
資産合計	18,086	負債・純資産合計	18,086

損益計算書の要旨（自　2024年７月19日　至　2025年７月18日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,591	特別利益	57
売上原価	8,778	税引前当期純利益	771
売上総利益	4,812	法人税、住民税及び事業税	136
販売費及び一般管理費	4,219	法人税等調整額	114
営業利益	593	当期純利益	520
営業外収益	225		
営業外費用	104		
経常利益	714		

決　算　公　告

令和７年 11 月６日

滋賀県湖南市下田2747番地４

株式会社ＴＫ

代表取締役　小西ミチコ

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,910
	固定資産	1,661,369
	合計	1,713,279
負債及び純資産の部	流動負債	21,336
	固定負債	107,804
	株主資本	1,584,137
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,583,137
	その他利益剰余金	1,583,137
	（うち当期純損失）	(45,818)
	合計	1,713,279

第３期決算公告　令和７年11月６日

愛知県春日井市中央台七丁目１番地１

株式会社ＣｈｒｏｎｏＳｏｕｒｃｅ

代表取締役　定村　幸憙

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	271,233
	固定資産	923,334
	合計	1,194,568
負債及び純資産の部	流動負債	977
	株主資本	1,193,591
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,655,872
	資本準備金	2,235,168
	その他資本剰余金	1,420,704
	利益剰余金	△2,472,280
	その他利益剰余金	△2,472,280
	（うち当期純利益）	(177,600)
	合計	1,194,568

第 72 期決算公告　令和７年11月６日

静岡県富士市蓼原49－４

株式会社大村総業

代表取締役　等々力けい子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,647,964
	固定資産	3,629,916
	合計	5,277,880
負債及び純資産の部	流動負債	801,762
	固定負債	135,994
	株主資本	4,340,124
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,290,124
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,277,624
	（うち当期純利益）	(66,331)
	合計	5,277,880

第８期決算公告

2025年11月６日

大阪市北区中崎西２丁目２番１号

株式会社ＪＲ西日本キャリア

代表取締役社長　川嶋　一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,477
	固定資産	13,034
	合計	56,511
負債及び純資産の部	流動負債	28,383
	株主資本	28,128
	資本金	98,500
	資本剰余金	98,500
	資本準備金	98,500
	利益剰余金	△ 168,871
	その他利益剰余金	△ 168,871
	（うち当期純損失）	（47,484）
	合計	56,511

第４期決算公告

2025年11月６日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

アスター特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	47,165	流動負債	1,328
その他の資産	530	固定負債	33,700
流動資産	415	負債合計	35,028
固定資産	93	社員資本	12,667
繰延資産	21	特定資本金	0
		優先資本金	14,218
		剰余金	△1,551
		当期未処理損失	1,551
		純資産合計	12,667
資産合計	47,695	負債・純資産合計	47,695

損益計算書の要旨
（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	383
営業費用	515
営業損失	132
営業外収益	0
営業外費用	22
経常損失	154
税引前当期純損失	154
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	155

第44期決算公告

令和７年11月６日

鳥取県米子市旗ヶ崎2148番地

石油輸送サービス株式会社

代表取締役　曽我部一仁

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,298
	固定資産	198,677
	合計	267,975
負債及び純資産の部	流動負債	93,845
	固定負債	12,495
	（うち退職給付引当金）	（12,495）
	株主資本	161,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	151,635
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	149,135
	（うち当期純利益）	（25,881）
	合計	267,975

第４期決算公告

2025年11月６日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ20ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,786	流動負債	943
その他の資産	315	固定負債	2,127
流動資産	309	負債合計	3,070
固定資産	3	社員資本	1,031
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	869
		剰余金	161
		当期未処分利益	161
		純資産合計	1,031
資産合計	4,101	負債・純資産合計	4,101

損益計算書の要旨
（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	226
営業費用	61
営業利益	165
営業外収益	0
営業外費用	3
経常利益	162
税引前当期純利益	162
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	162

決算公告　　令和７年11月６日
東京都大田区大森北一丁目22番２号
株式会社ニッケンホールディングス
代表取締役　西　　秀高
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,042,101
	固定資産	49,607,880
	資産合計	**50,649,981**
負純資債及産びの部	流動負債	5,800
	固定負債	50,000,000
	負債合計	**50,005,800**
	株主資本	644,181
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△355,819
	その他利益剰余金	△355,819
	（うち当期純損失）	(355,819)
	純資産合計	**644,181**
	負債・純資産合計	**50,649,981**

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社ニッケンフーズ（東京都大田区大森北一丁目二二番二号）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都大田区大森北一丁目二二番二号
株式会社ニッケンホールディングス
代表取締役　西　　秀高

第 45 期決算公告　　令和７年11月６日
佐賀県伊万里市東山代町長浜2150番地１
株式会社古賀物産
代表取締役　古賀　政博
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,017,646
	固定資産	1,234,365
	繰延資産	1,388
	合計	**2,253,399**
負純資債及産びの部	流動負債	919,269
	固定負債	745,587
	株主資本	588,543
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,000
	（資本準備金）	(21,000)
	利益剰余金	557,543
	その他利益剰余金	557,543
	（うち当期純利益）	(132,342)
	合計	**2,253,399**

第 7 期決算公告
令和７年11月６日
東京都千代田区岩本町二丁目10番２号
三井薬品株式会社
代表取締役　趙　海　峰
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	196,279,036
	固定資産	10,573,064
	繰延資産	540,272
	資産合計	**207,392,372**
負純資債及産びの部	流動負債	117,814,612
	固定負債	37,477,350
	株主資本	52,100,410
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△47,899,590
	その他利益剰余金	△47,899,590
	（うち当期純利益）	(3,124,667)
	負債・純資産合計	**207,392,372**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百三十一万五千七百九十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都千代田区岩本町二丁目一〇番二号
三井薬品株式会社
代表取締役　趙　海　峰

第 55 期決算公告　　令和７年９月24日
東京都品川区大崎１―11―１
株式会社メトロ
代表取締役社長　國清　康之
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,127,970
	固定資産	385,720
	資産合計	**2,513,690**
負純資債及産びの部	流動負債	654,512
	固定負債	127,660
	株主資本	1,731,518
	資本金	96,000
	資本剰余金	224,270
	（資本準備金）	(20,000)
	利益剰余金	1,685,876
	（利益準備金）	(28,103)
	（うち当期純利益）	(142,359)
	自己株式	△274,629
	負債・純資産合計	**2,513,690**

第 16 期決算公告　　令和７年11月６日
東京都豊島区南大塚三丁目44番13号
ＧＬナビゲーション株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	370,374,193
	固定資産	72,871,494
	資産合計	**443,245,687**
負純資債及産びの部	流動負債	431,132,473
	賞与引当金	6,290,590
	固定負債	91,561,000
	株主資本	△79,447,786
	資本金	69,505,000
	資本剰余金	29,075,000
	資本準備金	29,075,000
	利益剰余金	△176,977,786
	その他利益剰余金	△176,977,786
	（うち当期純損失）	(65,184,048)
	自己株式	△1,050,000
	負債・純資産合計	**443,245,687**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百八十一万五千五百円減少することにいたしました。なお減少する一千五百八十一万五千五百円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都豊島区南大塚三丁目四四番一三号
ＧＬナビゲーション株式会社
代表取締役　神田　滋宣

第 14 期決算公告　　令和７年11月６日
東京都江戸川区中葛西三丁目33番11号
ＵｃａｒＰＡＣ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	312,901
	固定資産	123,185
	資産合計	**436,087**
負純資債及産びの部	流動負債	225,139
	固定負債	22,669
	株主資本	178,378
	資本金	55,115
	資本剰余金	262,265
	資本準備金	55,115
	その他資本剰余金	207,150
	利益剰余金	△139,001
	その他利益剰余金	△139,001
	（うち当期純損失）	(72,688)
	新株予約権	9,900
	負債・純資産合計	**436,087**

第 48 期決算公告
令和７年11月６日
東京都港区西新橋三丁目23番11号
御成門小田急ビル２Ｆ
株式会社ケイエヌ・プランニング
代表取締役　高浜　敏樹
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,176
	固定資産	13,931
	合計	**306,107**
負純資債及産びの部	流動負債	72,741
	固定負債	339,733
	株主資本	△106,367
	資本金	10,000
	利益剰余金	△116,367
	その他利益剰余金	△116,367
	（うち当期純利益）	(10,224)
	合計	**306,107**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ケイエヌ・プランニング（住所東京都港区西新橋三丁目二三番一一号御成門小田急ビル二Ｆ）に対して当社の全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都港区西新橋三丁目二三番一一号
御成門小田急ビル二Ｆ
株式会社ケイエヌ・プランニング
代表取締役　高浜　敏樹

第 11 期決算公告　　令和７年11月６日
東京都港区三田三丁目９番11号RandL
TAKANAWAGATEWAY506号室
株式会社ニューピース
代表取締役　高木　新平
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	351,457
	固定資産	113,349
	合計	**464,807**
負純資債及産びの部	流動負債	105,613
	固定負債	171,716
	株主資本	83,477
	資本金	5,000
	利益剰余金	78,477
	その他利益剰余金	78,477
	（うち当期純利益）	(1,033)
	新株予約権	104,000
	合計	**464,807**

第６期決算公告

令和７年11月６日

東京都渋谷区鶯谷町７番10号12マンス１Ｆ

株式会社シックスカレー

代表取締役　高木　新平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	742
	合計	742
負純資産債及びの部	流動負債	606
	固定負債	42,963
	株主資本	△42,827
	資本金	19,000
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	12,000
	利益剰余金	△73,827
	その他利益剰余金	△73,827
	（うち当期純利益）	(4,161)
	合計	742

第５期決算公告

令和７年11月６日

横浜市都筑区茅ケ崎中央10番17号カスタネア303号

株式会社Elixir Pharma

代表取締役　前濱　隆広

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,654
	固定資産	214
	合計	46,869
負純資産債及びの部	株主資本	46,869
	資本金	107,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△160,130
	その他利益剰余金	△160,130
	（うち当期純損失）	(25,224)
	合計	46,869

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円、資本準備金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

横浜市都筑区茅ケ崎中央一〇番一七号

カスタネア三〇三号

株式会社Ｅｌｉｘｉｒ　Ｐｈａｒｍａ

代表取締役　前濱　隆広

第23期決算公告

令和７年11月６日

東京都台東区台東二丁目23番７号

株式会社アイ・デンタル・インフォメーション

代表取締役　田中　幸司

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	119
	固定資産	580
	合計	699
負純資産債及びの部	流動負債	25
	固定負債	147
	株主資本	526
	資本金	10
	利益剰余金	516
	その他利益剰余金	516
	（うち当期純利益）	(41)
	合計	699

第９期決算公告

令和７年11月６日

三重県津市修成町18番28号

パワーホーム三重株式会社

代表取締役　山口　浩輝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	949
	合計	949
負純資産債及びの部	流動負債	1,770
	株主資本	△821
	資本金	20,000
	利益剰余金	△20,821
	その他利益剰余金	△20,821
	（うち当期純損失）	(242)
	合計	949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載の官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十二頁（号外第一一四号）

（乙）

左記のとおりです。

令和七年十一月六日

三重県津市修成町一八番二八号

（甲）株式会社アルフレッシュ

代表取締役　田中　真義

三重県津市修成町一八番二八号

（乙）パワーホーム三重株式会社

代表取締役　山口　浩輝

第22期決算公告

令和７年11月６日

愛知県江南市五明町青木45

株式会社ＫＳＳ

代表取締役　大川　恵司

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	495,700
	固定資産	118,136
	合計	613,836
負純資産債及びの部	流動負債	165,072
	賞与引当金	25,515
	固定負債	230,039
	退職給付引当金	30,039
	株主資本	218,725
	資本金	3,000
	利益剰余金	215,725
	その他利益剰余金	215,725
	（うち当期純利益）	(51,952)
	合計	613,836

第34期決算公告

令和７年11月６日

大阪府堺市美原区平尾649番地

三幸自動販売機株式会社

代表取締役　木下　啓司

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,223
	固定資産	51,752
	合計	53,976
負純資産債及びの部	流動負債	31,250
	固定負債	55,106
	株主資本	△ 32,380
	資本金	31,000
	利益剰余金	△ 63,380
	その他利益剰余金	△ 63,380
	（うち当期純利益）	(18,166)
	合計	53,976

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

大阪府堺市美原区平尾六四九番地

三幸自動販売機株式会社

代表取締役　木下　啓司

第15期決算公告

令和７年11月６日

京都府綾部市広小路三丁目51

株式会社メトロ・ビジネスマネジメント

代表取締役　神農　康雄

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,886
	固定資産	843,366
	合計	878,252
負純資産債及びの部	流動負債	91,578
	固定負債	427,105
	株主資本	359,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	349,568
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	349,068
	（うち当期純利益）	(126,370)
	合計	878,252

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月十五日を効力発生日とする株式会社メトロとの株式交換（以下、本株式交換といいます。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額の増加額を減少することにしましたので公告します。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の額の増加額を減少するものであることから、資本準備金の減少の効力が生ずる日後の資本準備金の額が当該日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに、取締役の決定により、資本準備金の額の減少をします。

この資本準備金の額の減少の効力発生日は、令和七年十二月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

京都府綾部市広小路三丁目五一

株式会社メトロ・ビジネスマネジメント

代表取締役　神農　康雄

第５期決算公告　令和７年11月６日
東京都港区南青山三丁目１番３号
キセキグループ株式会社
代表取締役　山田　耕平
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,738
	固定資産	624,150
	合計	726,888
負純資産及び部	流動負債	14,792
	固定負債	180,000
	株主資本	530,426
	資本金	10,000
	資本剰余金	884,000
	その他の資本剰余金	884,000
	利益剰余金	△363,573
	その他利益剰余金	△363,573
	（うち当期純損失）	(114,251)
	新株予約権	1,669
	合計	726,888

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千五百万円、資本準備金の額を一億千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都港区南青山三丁目一番三号
キセキグループ株式会社
代表取締役　山田　耕平

第10期決算公告　令和７年10月20日
福岡市中央区天神一丁目11番１号
ＯＮＥＦＵＫＵＯＫＡＢＬＤＧ．12階
株式会社カシムラホールディングス
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,945,744,446
	固定資産	1,544,561,482
	繰延資産	199,048
	資産合計	9,490,504,976
負純資産及び部	流動負債	1,635,023,160
	固定負債	6,972,227,916
	株主資本	883,253,900
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	833,252,900
	利益準備金	176,000
	その他利益剰余金	833,076,900
	（うち当期純利益）	(226,889,820)
	負債・純資産合計	9,490,504,976

第65期決算公告
令和７年11月６日
東京都文京区大塚三丁目19番７号
環境装備株式会社
代表取締役　髙橋健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,236,035
	固定資産	879,751
	合計	4,115,786
負純資産及び部	流動負債	2,361,059
	固定負債	191,845
	株主資本	1,537,368
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,492,368
	利益準備金	42,000
	その他利益剰余金	1,450,368
	（うち当期純利益）	(61,039)
	合計	4,115,786

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮越屋珈琲事業（コーヒー専門店事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都文京区大塚三丁目一九番七号
（甲）株式会社Ｎｅｘｕｓ．Ｋ
代表取締役　髙橋健太郎
東京都文京区大塚三丁目一九番七号
（乙）環境装備株式会社
代表取締役　髙橋健太郎

第６期決算公告　2025年11月６日
熊本県山鹿市鍋田178番地１
株式会社リブサービス
代表取締役社長　難家　嘉之
貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,837
	固定資産	10,930
	合計	72,768
負純資産及び部	流動負債	31,477
	固定負債	6,541
	株主資本	34,749
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	14,749
	その他利益剰余金	14,749
	（うち当期純利益）	(29,090)
	合計	72,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
埼玉県久喜市本町六丁目一四番二三号
（甲）株式会社久喜葬祭社
代表取締役　原田宗一郎
栃木県塩谷郡高根沢町平田一九七八番地
（乙）株式会社すどう
代表取締役　原田宗一郎

第５期決算公告　令和７年11月６日
栃木県塩谷郡高根沢町平田1978番地
株式会社すどう
代表取締役　原田宗一郎
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	17,638,496
	固定資産	858,773
	合計	18,497,269
負純資産及び部	流動負債	12,501,488
	固定負債	35,000,000
	株主資本	△29,004,219
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△30,004,219
	（うち当期純利益）	(△6,465,035)
	合計	18,497,269

第39期決算公告　令和７年11月６日
埼玉県久喜市本町六丁目14番23号
株式会社久喜葬祭社
代表取締役　原田宗一郎
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	64,098,871
	固定資産	283,844,080
	合計	347,942,951
負純資産及び部	流動負債	65,107,623
	固定負債	126,751,000
	株主資本	156,084,328
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	150,084,328
	（うち当期純利益）	(24,939,033)
	合計	347,942,951

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一般乗用旅客自動車運送事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日
東京都板橋区坂下二丁目一三番一一号
株式会社布川交通
代表取締役　蘇　　祥
茨城県龍ケ崎市光順田三〇二五番地二
布川交通株式会社
代表取締役　坂本　篤紀

令和６年度決算公告　令和７年11月６日
茨城県龍ケ崎市光順田3025番地２
布川交通株式会社
代表取締役　坂本　篤紀
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	99,368,056
	固定資産	136,208,501
	合計	235,576,557
負純資産及び部	流動負債	120,430,475
	固定負債	279,037,816
	株主資本	△163,891,734
	資本金	1,000,000
	資本剰余金	5,700,000
	その他資本剰余金	5,700,000
	利益剰余金	△170,591,734
	利益準備金	228,000
	その他利益剰余金	△170,819,734
	（うち当期純損失）	(9,820,316)
	合計	235,576,557

令和６年度決算公告

令和７年11月６日

東京都板橋区坂下二丁目13番11号
株式会社布川交通
代表取締役　蘇　　祥
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	18,791,374
	合計	18,791,374
負純資産及び部	流動負債	18,997,777
	株主資本	△206,403
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△10,206,403
	その他利益剰余金	△10,206,403
	（うち当期純損失）	(206,403)
	合計	18,791,374

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

広島市中区舟入川口町六番九号ＳＴビルⅡ一〇三号室

（甲）株式会社サプライド

代表取締役　澤村　達也

広島市中区舟入川口町六番九号ＳＴビルⅡ一〇三号室

（乙）株式会社ガニエ

代表取締役　澤村　達也

第３期決算公告

令和７年11月６日

広島市中区舟入川口町６番９号ＳＴビルⅡ103号室

株式会社ガニエ

代表取締役　澤村　達也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,645
	固定資産	10,698
	繰延資産	1,510
	合計	13,853
負純資産債及びの部	流動負債	4,083
	固定負債	19,271
	株主資本	△ 9,500
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 10,500
	その他利益剰余金	△ 10,500
	（うち当期純損失）	(5,305)
	合計	13,853

第９期決算公告

令和７年11月６日

広島市中区舟入川口町６番９号ＳＴビルⅡ103号室

株式会社サプライド

代表取締役　澤村　達也

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	79,709
	固定資産	19,759
	合計	99,469
負純資産債及びの部	流動負債	21,014
	固定負債	16,522
	株主資本	61,932
	資本金	1,000
	利益剰余金	60,932
	その他利益剰余金	60,932
	（うち当期純利益）	(6,162)
	合計	99,469

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

新潟市中央区白山浦二丁目一番二八号

（甲）株式会社幻の酒

代表取締役　奥村　弘美

新潟市中央区白山浦二丁目一番二八号

（乙）株式会社酉

代表取締役　奥村　弘美

第11期決算公告

令和７年11月６日

新潟市中央区白山浦二丁目１番28号

株式会社酉

代表取締役　奥村　弘美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,677
	合計	3,677
負純資産債及びの部	流動負債	142
	株主資本	3,535
	資本金	8,000
	利益剰余金	△4,464
	（うち当期純損失）	(595)
	合計	3,677

第25期決算公告

令和７年11月６日

新潟市中央区白山浦二丁目１番28号

株式会社幻の酒

代表取締役　奥村　弘美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	85,686
	固定資産	18,952
	合計	104,639
負純資産債及びの部	流動負債	27,217
	固定負債	20,291
	株主資本	57,131
	資本金	46,000
	利益剰余金	11,131
	（うち当期純損失）	(7,746)
	合計	104,639

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の常照院アイビーホールにて行う葬祭事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

滋賀県長浜市加納町三四一番地五

（甲）長浜セレモニー株式会社

代表取締役　松村　隆雄

滋賀県長浜市木之本町黒田一一二四番地五

（乙）株式会社常照院

代表取締役　高藤啓太郎

第10期決算公告

令和７年11月６日

滋賀県長浜市木之本町黒田1124番地５

株式会社常照院

代表取締役　高藤啓太郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,784
	固定資産	92,801
	繰延資産	3,145
	合計	103,730
負純資産債及びの部	流動負債	2,289
	固定負債	104,574
	株主資本	△ 3,132
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 13,132
	その他利益剰余金	△ 13,132
	（うち当期純損失）	(839)
	合計	103,730

第24期決算公告

令和７年11月６日

滋賀県長浜市加納町341番地５

長浜セレモニー株式会社

代表取締役　松村　隆雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	231,431
	固定資産	547,992
	合計	779,423
負純資産債及びの部	流動負債	87,052
	固定負債	417,282
	株主資本	275,088
	資本金	25,000
	資本剰余金	35,700
	資本準備金	35,700
	利益剰余金	250,388
	その他利益剰余金	250,388
	（うち当期純利益）	(22,508)
	自己株式	△ 36,000
	合計	779,423

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

大阪府堺市堺区新在家町東一丁一番二八号

（甲）株式会社Ｍ－ＯＮＥ

代表取締役　櫻本　尚士

大阪市北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号

（乙）株式会社ゴールデンクロス

代表取締役　櫻本　尚士

第18期決算公告

令和７年11月６日

大阪市北区梅田二丁目５番13号桜橋第一ビル304号

株式会社ゴールデンクロス

代表取締役　櫻本　尚士

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185
	資産合計	185
負純資産債及びの部	流動負債	23,423
	負債合計	23,423
	株主資本	△ 23,238
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 26,238
	その他利益剰余金	△ 26,238
	（うち当期純損失）	(1,741)
	純資産合計	△ 23,238
	負債・純資産合計	185

第30期決算公告

令和７年11月６日

大阪府堺市堺区新在家町東一丁１番28号

株式会社Ｍ－ＯＮＥ

代表取締役　櫻本　尚士

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	371,965
	固定資産	192,323
	資産合計	564,288
負純資産債及びの部	流動負債	134,946
	固定負債	285,902
	負債合計	420,848
	株主資本	143,440
	資本金	3,000
	利益剰余金	140,440
	その他利益剰余金	140,440
	（うち当期純利益）	(27,242)
	純資産合計	143,440
	負債・純資産合計	564,288

第１期決算公告

令和７年11月６日

横浜市中区長者町九丁目147番地２

Ｔｉｍｅ　Ｔａｃｔｉｃ株式会社

代表取締役　ベンソンワン

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	290,603
	合計	290,603
負債及び純資産の部	流動負債	187,896
	代表者勘定	171,239
	未払金	13,129
	その他	3,527
	株主資本	102,706
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,706
	その他利益剰余金	2,706
	（うち当期純利益）	(2,706)
	合計	290,603

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和七年十二月十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

横浜市中区長者町九丁目一四七番地二

Ｔｉｍｅ Ｔａｃｔｉｃ株式会社

代表取締役　ベンソンワン

第48期決算公告

令和７年11月６日

岩手県盛岡市仙北一丁目３番13号

株式会社吉田測量設計

代表取締役　吉田　直人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	578,146
	固定資産	578,396
	繰延資産	14,469
	合計	1,171,012
負債及び純資産の部	流動負債	555,970
	固定負債	450,634
	株主資本	164,407
	資本金	15,000
	利益剰余金	149,407
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	148,057
	（うち当期純利益）	(6,002)
	合計	1,171,012

第30期決算公告

令和７年11月６日

熊本市中央区帯山六丁目４番39号

株式会社アプリサーチ

代表取締役　西坂　佑史

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,584
	固定資産	4,070
	合計	27,655
負債及び純資産の部	流動負債	11,479
	固定負債	34
	株主資本	16,141
	資本金	14,000
	利益剰余金	2,141
	その他利益剰余金	2,141
	（うち当期純損失）	(5,275)
	合計	27,655

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月六日

熊本市中央区帯山六丁目四番三九号

株式会社アプリサーチ

代表取締役　西坂　佑史

第31期決算公告

令和７年11月６日

長崎市旭町６番１号タワーコート204

株式会社アイベック

代表取締役　原　　一史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	217,668
	固定資産	158,375
	合計	376,043
負債及び純資産の部	流動負債	89,708
	固定負債	47,829
	株主資本	238,506
	資本金	13,000
	利益剰余金	225,506
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	222,256
	（うち当期純利益）	(46,746)
	合計	376,043

第46期決算公告

令和７年11月６日

新潟市中央区東堀通一番町494番地３

愛宕商事株式会社

代表取締役　高橋　克郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,762,469
	固定資産	589,410
	繰延資産	300
	合計	2,352,179
負債及び純資産の部	流動負債	1,539,894
	固定負債	335,088
	株主資本	477,197
	資本金	65,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	337,197
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	327,197
	（うち当期純利益）	(55,354)
	合計	2,352,179

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月六日

新潟市中央区東堀通一番町四九四番地三

（甲）愛宕商事株式会社

代表取締役　高橋　克郎

新潟市中央区東堀通一番町四九四番地三

（乙）ＡＴＧロジスティクス株式会社

代表取締役　加賀谷和成

第13期決算公告

令和７年11月６日

新潟市中央区東堀通一番町494番地３

ＡＴＧロジスティクス株式会社

代表取締役　加賀谷和成

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,513
	固定資産	20
	合計	15,533
負債及び純資産の部	流動負債	6,809
	株主資本	8,724
	資本金	9,900
	利益剰余金	△1,175
	その他利益剰余金	△1,175
	（うち当期純損失）	(1,581)
	合計	15,533

第20期決算公告

令和７年11月６日

東京都港区南青山三丁目１番30号

株式会社パソナＪＯＢ　ＨＵＢ

代表取締役　髙木　元義

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,021,364
	固定資産	243,986
	資産合計	2,265,350
負債及び純資産の部	流動負債	714,011
	賞与引当金	105,361
	返金引当金	988
	その他	607,662
	固定負債	8,160
	役員株式給付引当金	1,776
	その他	6,384
	負債合計	722,172
	株主資本	1,543,178
	資本金	50,000
	資本剰余金	788,973
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	738,973
	利益剰余金	704,204
	その他利益剰余金	704,204
	（うち当期純利益）	(191,711)
	純資産合計	1,543,178
	負債・純資産合計	2,265,350